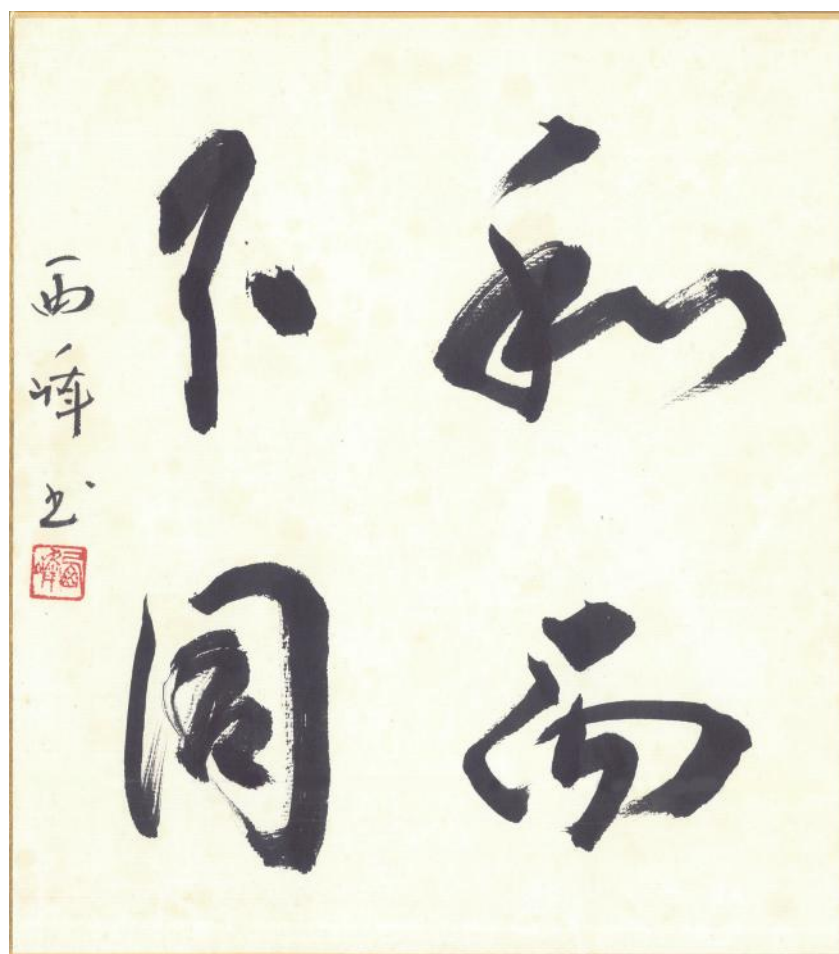


谷口總合法律事務所報



No. 47

令和元年 7月

弁護士業務の IT 化とその先

所長 弁護士 谷口 直大

本年5月より、新たに、橋本弥江子弁護士を京都本部に迎えることになりました。

橋本弁護士は、平成17年10月に弁護士登録をした後、約10年間の弁護士実務経験と約1年間の米国ロースクール留学経験を有する経験豊富な弁護士です。刑事事件、ADR法、渉外法務に専門性を有し、まさに、当事務所の弱点を補ってくれる貴重な戦力として、その活躍を大いに期待しております。

さて、以前にもお話ししたように思いますが、私は、平成11年の弁護士登録以来京都弁護士会において弁護士業務推進委員会に所属し、平成25年からは日本弁護士連合会の弁護士業務改革委員会の委員も務めております。日本弁護士連合会業務改革委員会では、毎年2月に全国弁護士業務改革委員長会議を開催し、弁護士業務に関するその時代のトピックとなるテーマについて情報提供・意見交換を行っています。

去る平成31年2月4日にも第30回弁護士業務改革委員長会議が開催されたわけですが、その際のテーマは、「内部通報制度の最新事情～外部通報窓口業務について～」と「裁判のIT化及びAIについて」でした。



振り返ってみて、私が弁護士登録をした平成11年当時と現在とでは、裁判業務を含む弁護士業務を取り巻くIT環境は、格段の進歩を遂げていると改めて感じるところです。

例えば、私が弁護士登録をした平成11年当時を思い起こしてみると、

- ①弁護士の書面作成はワープロ専用機(もしくは手書き)が主流でした。
 - ②インターネットはダイヤルアップ接続(ナローバンド)でした。
 - ③情報収集にインターネットを利用することは稀でした。
 - ④クライアントとのコミュニケーションは専ら電話かFAXでした。
 - ⑤携帯電話は当然にガラケー(←当時はそんな言葉もなかった)でi-modeが最先端でした。
 - ⑥パソコンはデスクで使用するもので、持ち運ぶものではありませんでした(持ち運ぶには重すぎたし、「モバイル」という言葉自体馴染みがなかった)。
 - ⑦殆どの法律事務所はホームページを開設しておらず、インターネット広告はありませんでした(それ以前に広告禁止の時代でした)。
- 等々。

それが、今では、

- ①書面作成及び情報収集にパソコン及びインターネットは不可欠となり、そのための環境(ブロードバンド等)が整備されました。
- ②スマートフォンやモバイルパソコンは必須アイテムとなり、事務所外でこれらを使用する通信環境(WiFi等)も整備されました。
- ③クライアントとのコミュニケーションはE-mailが中心となり、クライアントとの即時の情報共有が容易になりました。



④大多数の法律事務所がホームページを開設し、多くの弁護士がインターネット広告による集客を図るようになりました。等々。

こうしてみると、この20年間で、弁護士業務を取り巻くIT環境は、格段の進歩を遂げ、その業務は、大変便利になったと改めて感じます。

もっとも、便利になればその分業務が効率化して仕事に余裕がでるはずなのですが、日々の忙しさが変わりがないどころか、益々忙しく感じるのは納得のいかないところではあります(笑)。



そして、先述の第30回弁護士業務改革委員長会議のテーマであった「裁判のIT化及びAIについて」の特に「AI」は、弁護士業務に関するIT発展のその先を見るものです。

会議では、弁護士業務におけるAI活用場面として、「契約書作成ないしチェック」のAIによる代替が紹介されていました。

いうまでもなく、「契約書作成ないしチェック」は、現在、我々弁護士が提供している企業法務サービスの重要な柱であります。その大部分をAIに代替させることが想定されているとのこと。

現在弁護士が手作業で行っている「契約書作成及びチェック」の業務は、非常に手間がかかるとともに、細心の注意を払うことを要し、神経を磨り減らされる業務です。

これをAIが代替してくれるとは、弁護士にとって、なんと便利な時代になることでしょうか。

そのようにバラ色の未来を想起した直後、別の思いが頭に浮かびます。

「だったら、弁護士要らないんじゃないか？」

「弁護士は、なにをするの？」

と。

先の弁護士業務改革委員長会議では、その際の弁護士の役割について、「AIによる「契約書の作成ないしチェック」の結果を検証すること」が弁護士の役割となると紹介されていました。

ただ、そこでは、AIによる「契約書作成ないしチェック」は不完全で、弁護士はそれを上回る知識と経験をもってその不完全さを補うことができる、との関係性が当然の前提とされています。

しかしながら、少し考えると、その前提は、決して当然の前提とはなり得ないと気付きます。

そのような業務環境のもとでは、AIは、ディープラーニングによりどんどん進化していくでしょう。一方、弁護士は、「契約書作成ないしチェック」についての知識と経験を得る場をそもそも与えられなくなり退化を余儀なくされていくことが当然に想定されます。そうすると、AIと弁護士の関係性があつという間に逆転されてしまうのは、自明の理であるように思われます。



振り返ってみると、日常生活においても、ITの発展によって、従前人間が行っていた作業がITに代替され、それに対応する人間の能力が退化してしまっているのではないかと感じる事がままあります。

- ①パソコンの漢字変換に馴れて、思い出せない漢字が増えました。
- ②携帯電話の電話帳機能に馴れて、電話番号を覚えなくなりました。
- ③カーナビに馴れて、地図を覚えなくなりました。
- ④インターネット検索機能に馴れて、あらゆる情報を正確に記憶しなくなりました。等々。



もはや、これらのIT機器がなくては、日常生活にたちまち支障が生じるような身体にされてしまっているような感じがします。

子どもの頃に見た特撮ロボット番組「大鉄人ワンセブン」では、巨大コンピューター「ブレイン」が反乱を起こし、人類を支配(抹殺)しようとした。

ITに過度に依存している現状に省みると、テレビの中の世界に近い将来現実になってしまうのではないかと懸念を拭いきれない気分になります。

ITは、今後益々発展し、我々の生活を豊かにし、また、我々の業務を便利にしていくしてくれることでしょう。

そして、現代人にとって、これらITを利用しない生活は、もはや考えられないでしょう。しかし、それらはあくまで人間の生活や業務を豊かにし又便利にするための道具であることは忘れられてはならず、過度に依存しすぎることは厳に戒められなければなりません。弁護士業務においても、ITを上手に活用しつつも、あくまで、弁護士がその主体であるよう心掛け、日々精進していきたいと思えます。

顧 問 先 ご 紹 介

マキ工業株式会社

マキ工業株式会社 代表取締役 西岡 強

マキ工業株式会社は、昭和 48 年に創業者である眞木清司と眞木啓子によって設立され、今年で創立 46 年を迎えました。これもひとえに取引先様をはじめ関係各位にご支援いただいたお蔭と深く感謝しております。

当社は、スーパーゼネコンの鹿島建設や大林組をはじめとする建設会社が施工されている新築ビルやリニューアルの内装工事や、ショッピングモールなどの新築・リニューアルの内装工事の際に、工事作業員の方が安全に高所作業をしていただくための作業台(移動式室内足場・セーフティーベースと呼んでいます。)をレンタルしている会社です。卓球台のような形状をした金属製の作業台を思い浮かべていただくとわかりやすいと思います。このような作業台を、当社の関東機材センター(埼玉県飯能市)と関西機材センター(奈良県生駒市)に、それぞれ約 2 万台ずつ所有しており、ご注文があった工事現場にお届けし、工事が終われば回収し、次の現場に向けて整備しております。

マキ工業株式会社の前身は、昭和 38 年に設立された株式会社眞木鉄工所で、鹿島建設の資材センターで建設現場の仮設材の整備を行っていました。その後、鹿島建設の子会社である大興物産からの勧めもあって、現在の当社の主力商品である「セーフティーベース(移動式室内足場)」のレンタルを主な事業とするマキ工業株式会社を設立し、現在に至っております。

昨今の新築ビル建設現場や商業施設建設現場においては、作業員の安全が最優先事項として浸透しており、当社の「セーフティーベース」

は作業員の方が安心・安全に作業していただくための足場としてご利用いただいております。

各種セーフティーベースの中でも、主力商品「TT1200」は平成 26 年に実用新案を、また、最新鋭の「TT2000」は今年 3 月に特許を取得しており、品質面での充実にも注力しております。(なお、1200、2000 とはそれぞれ作業台の mm 表示の高さを表しています。)

2020 年の東京オリンピックに向けての首都圏の建設需要や、2025 年の大阪万博に向けての関西圏の建設需要に対応すべく、常に商品の開発や入替えを進めながら、来るべき創業 50 周年に向けて、さらなる努力を進めてまいりたいと思います。

谷口忠武先生、谷口直大先生には、長きにわたり様々な相談に親切、丁寧にご教示いただき、心より感謝申し上げます。今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



協働研究会レポート

「協働研究会」報告

社会が複雑化・高度化し、質の高いサービスを提供するためには他の分野の専門家との提携関係が必要不可欠な時代となりました。

このような問題意識から当事務所では、平成9年6月、弁理士・公認会計士・税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・建築設計士等呼びかけ、「協働研究会」を発足させました。

毎月1回定例の研究会を開催し協働関係を深めております。



『空き家問題』について

土地家屋調査士 山田 一博

最近よく「空き家」という言葉を聞きます。全国的に増加しているという空き家ですが、基本的に、「空き家」とは、通常、居住世帯のない住宅のことを指します。売却や賃貸の募集中の住宅、別荘等も、空き家に数えられています。

総住宅数に占める空き家の割合は(いわゆる「空き家」)、平成25年の総務省の住宅・土地統計調査によると、京都市は14.0%で、全国平均13.5%と比べると高めです。平成20年の調査では、京都市の空き家率は14.1%だったので、ほぼ同じ割合になります。また、特に問題になるのは、管理されずに放置されている管理不全空き家の建物です。つまりそこには人が住んでないのです。だから老朽化による倒壊の恐れだけではなく、不審者や動物の侵入、放火、生い茂る雑草など、空き家の近隣に暮らす人たちの環境への悪影響が大きいのです。管理不適切な状態になり、物理的な建物自体も問題ですが、法的にも建物の登記や土地の境界も不明となっていきます。そこに人が生活していないので建物の正しい管理や運用ができないのです。

人が住んでいないと土地の境界を知っている人がいなくなって、困ることになります。

空き家の所有者や管理者、相続人等がどこにいるのかわからない、どこか違う場所で健在である等、所有者等を特定するのに時間がかかります。相続放棄されている場合には確認がさらに困難になり時間のかかる問題になります。そして誰も住まないと家の手入れができず、空き家も敷地も荒れて、境界がわからなくなっていきます。そうすると隣地や行政の事業にも影響が出て、実際に相続人等が売却したり、二世帯に建て替えたり、土地を分割するのも支障が出てきます。このような問題を起こさないために、早期の対策をとる必要性があります。

ところで、土地家屋調査士は土地の境界と登記の専門家です。空き家問題で専門性を発揮することができます。まずは、土地の境界の確定です。空き家の土地の境界が不明なときに、土地家屋調査士は様々な資料や現況から境界を探し出し、境界に関する情報を分析・管理することにより境界紛争を予防することができます。

次に、空き家対策事業の推進を支援します。土地家屋調査士は、日々、土地や建物の現況について調査・測量をしているので、長期不在の建物や土地の境界について、的確な助言

ができます。協議会へ参加して市区町村と連携し、空き家対策事業の内容について所有者に説明することができます。

更に、空き家化の予防に努めることができます。土地家屋調査士は業務において、依頼地以外に周辺の土地や建物の情報を収集する機会が多いので、所在や構造等、正確な建物の情報を登記に反映させることにより、空き家の管理を推進し、特定空き家化を防ぐことができます。

具体的には、土地家屋調査士はできる限り、資料や現場の調査を行い、近隣や自治会、関係者から情報を収集し、所有者を見つけようと努力しています。もし見つからない場合は法務局の筆界特定制度等を利用するなど他の方法により土地の境界確認業務を行います。今後は、条例や法律に基づき、行政や専門家、自治会等と連携して総合的な政策展開の中、早期の空き家問題解決に協力していきます。所有者がいて調査確認できればいいのですが、所有者が不明で見つけることができないことが管理不全の原因となるので、所有者や管理者の把握ができる仕組みづくりが大切です。また、空き家の特質を判断し、利活用や処分に関する相談を容易にできる環境を整えています。

そのような中、行政では、空き家の適正な管理を進めるため、条例制定などの対策をとる自治体が全国で増えています。京都市でも、平成26年4月に条例が施行されました。また、空き家等対策の推進に関する特別措置法が、平成26年11月27日に公布され、平成27年2月26日より施行され4年が経過しています。この法制定により条例の一部改正を行っている行政もあり、京都市については平成27年12月22日に改正を行っており、さらに空き家対策を進めるために具体的な施策を行っています。その施策の中でこれまで以上に空き家の適正管理や利活用に関して行政と地域と専門家が情報共有を目的としてよりよい対応をしていきます。

京都市は、総合的な空き家対策の取組をしています。地域や高齢者の集まり等に司法書

士を派遣し、空き家化の予防をテーマとした説明会や相談会(おしかけ講座)の開催をしています。また、地域連携型空き家流通促進事業として、地域の自治組織等が主体となっていく空き家の取組に対して、専門家の派遣と助成を行い、空き家の所有者や入居希望者が安心して空き家を活用できる環境を整備することで、不動産流通市場における空き家の流通と地域の活性化を図っています。24団体・33地域が事業に取り組んでいます。空き家の改修助成(空き家活用・流通支援等補助金)として、市場に流通していない空き家を対象に、所有者の活用意向を後押しし、流通・活用を促すため、修繕・模様替えや家財の撤去等の費用の一部を補助し、留学生の住まい、若手芸術家等の居住・制作の場、京都版トキワ荘事業、京町家のゲストハウス等、空き家を京都市の政策目的に沿った特定の用途で活用する場合に、改修費用の一部を補助しています。そして、さらに老朽化した木造建築物を除却し、その跡地利用が、避難路の確保、隣接地統合による狭小敷地解消など、密集市街地改善に繋がる場合に除却費の助成をしています。具体的には、まちなかコモンズ(防災ひろばの整備)です。避難地の確保など地域の防災上有効な「ひろば」として、土地を提供してもらった場合(定期借地)に、建物の除却費、ひろばの整備費を助成しており、空き家があれば是非相談をして解決をしていくべきだと思います。土地家屋調査士会でも、空き家に関する未登記問題や跡地活用時の境界問題等に関して無料相談会を開催しています。

京都市以外では、京丹後市の空き家等対策協議会に、土地家屋調査士が1名、委員として参画することとなり、地域創生元年といわれていますので、都市部だけでなく京都府下の行政と連携し、土地家屋調査士の知見をお役に立てるように努めることが使命だと考えています。

土地家屋調査士は社会と連携する資格者です。今後も皆様と共に連携し社会問題を解決してまいります。よろしく願いいたします。

鯖江支所・支所長だより Vol. 7

鯖江支所 支所長 弁護士 佐藤 孝一

新元号「令和」がスタートして1ヶ月。事務所で作る種々の文書でも、予め準備していたこともあってか、旧元号を誤記載するといったようなミスもほぼ無く、「令和」という元号に馴染んできた感のある今日この頃。いつものように、前号から現在までの「鯖江」の近況をお伝えします(若干、ネタ切れ感のある内容となっている点は、どうぞご容赦下さい)。

1 鯖江版新年会～越前ガニに食い倒れ、銘酒を浴びる会(1月)

かねてから会長より、「佐藤君、鯖江支所は順調のようだ。ついては、大のカニ好きの所長に、カニを食べさせてやってくれんדרうか。」との「勅令」を賜っていました。

私としても、新人事務局員平林さんの試用期間もクリアして仕事も落ち着いてきたし、今年は福井修習に私たちにゆかりのある京大法律相談部出身が2人もいるから一席設けたいし、ちょうど私が福井の銘酒「黒龍石田屋」の購買権が抽選で当たったし、ってかちょうど新年会の季節だし、(ってか私もカニ食べたいし)、ということで、本年1月、所長のお許しも得て、いろんな趣旨がゴツ煮状態の鯖江版新年会を開催しました(京都本部の皆様、どうかお許し下さい)。



「とりあえず、カニを、いろんな食べ方で、一定の予算で(ここ超重要)、たくさん食べたい。」

そんな無謀な要求を、実にリーズナブルに叶えてくれたのが、鯖江の和食料理店「釜蔵」さんです(福井県鯖江市柳町4丁目521 <http://www.kamameshi.net/index.html> 日頃は、「釜飯」の専門店で、いろんな種類のおいしい釜飯を味わえます。窪田社長、本当にありがとうございました)。



参加したのは、代表谷口、鯖江支所メンバー4名、そして司法修習生2名の計7名です。まずは、活きた越前ガニ2ハイがお出迎えしてくれ、あとは、カニのお刺身、焼ガニ、茹でガニ、カニ味噌甲羅酒などなどのカニ三昧。私のほうで差し入れさせてもらった「黒龍石田屋」(限定品で、購入に当たっては、お酒屋さんで抽選となり、なかなか入手できません。)も、これまたお料理にぴったり。最後は「釜蔵」ならではのカニ釜飯でフィニッシュ。これ以上ないカニフルコースでした。私も、福井に来た以上、一度くらいは、と思っていましたが、念願叶ってよかったです。

これを読んで生唾を呑んだ皆さん、今年の11月以降、カニたちが皆さんをこちらでお待ちしております。



2 つつじマラソン、全員完走！（5月）

5月12日(日)、毎年恒例のつつじマラソンが、快晴の中、実施され、今年も例年通り事務所内外よりたくさんの皆様に「チームTLS」として参加してもらいました。特に、県外からご参加の澤田孝先生及び小林美和先生には、厚く御礼申し上げます。なお、今年は、事務局員からの初参加として、鯖江支所の平林さんの5キロ出走も注目でした。

結果は、全員完走。修習生たちの駿足に圧倒される一方、支所長佐藤は、5キロ出走者全員の無事ゴールを見届けての完走でした(汗)。



大会後はおなじみ、鯖江支所近くの「御殿當田屋」(福井県鯖江市本町1丁目4-10)にて宴会、体を動かした後のお酒はよく回りました(私的には、當田屋さんの「ウナギ入りかしわ餅(?)」が、とても気に入っています。小林先生も同感)。

私としては、今年は何とか完走しましたが、いよいよダイエットしないと、来年はまずいことになるかもしれない、と思うに至り、来年こそは、と決意(だけは)新たにしました次第です。



3 「ふくい町守ネットワーク」への参画(6月)

この度、私は、鯖江やその周辺地域のいわゆる「空き家問題」に取り組む特定NPO法人「ふくい町守ネットワーク」(<http://fukuimachimori.or.jp/>)の監事に就任し、同法人の活動のお手伝いをさせていただくこととなりました。

今、鯖江では、全国と同様あるいはそれ以上に、「空き家」が増加しており、その対処が問題となっています。身内名義の「空き家」がある、隣が「空き家」で心配している、といった相談は、日常の業務としての法律相談でもしばしばありましたが、このNPO法人は、この問題の解決を目標に掲げた鯖江の地元企業有志などが集まってできた団体です。この問題は、一筋縄ではいかない難問を含んでいますが、私も法律の専門家として、少しでも鯖江のよりよい町作りのために、力を尽くしたいと思っています。

以上、とりとめもなく(そして原稿期限徒過の申し訳なさからくるプレッシャーの中で)、今回もご報告させていただきました。



今年ももうすぐ折り返し地点を過ぎようとしており、支所も開設から5年目に入りました。振り返ると、その行程はそこそ長く濃いものになってきたな、と感じます。とはいえ、これからも、鯖江のメンバーとともに、これまでと変わらぬ、あるいはさらに進化した鯖江支所を展開していきたいと思えます。

ご挨拶

弁護士 橋本 弥江子



今年5月より、谷口総合法律事務所勤務しております。58期で、弁護士になって14年目になります。

地元は、京都市左京区高野です。結婚して栃木県に引っ越しするまで住んでいました。栃木県で弁護士として働いていましたが、2010年、夫の駐在先の米国オハイオ州に移りました。2015年、夫とともに京都に帰り、弁護士業にも復帰しました。2016年に長男、2018年に次男を出産しています。

私が弁護士になったころ、栃木県では、まだ、弁護士の数が足りず、1年目から国選の刑事事件をどんどん割り当てられました。私は元々、刑事弁護人になりたいと思って弁護士になった訳ではなかったのですが、国選事件を扱っているうちに、刑事事件に興味を持つようになりました。接見室で被疑者にペンを使わせてもらえなかったり、休日の弁護人

による差し入れを断られたりしました。否認事件では、被疑者が取調べ担当刑事から、「あの弁護士は新米だから、言うこと聞いていたら、いつまでも出られなくなるぞ。」などと言われました。これらはほんの一例で、捜査機関等による様々な理不尽な対応に対抗していく力を付けるために、刑事弁護の研修等に積極的に参加するようになりました。

2009年に裁判員裁判が始まるにあたって、栃木県弁護士会では準備が遅れている状態でした。私が中心となって裁判員裁判の模擬裁判や研修を実施しました。栃木県で2件目不起訴された裁判員事件の弁護人に選任された直後、夫の海外赴任が決まりました。先輩弁護士から、せっかくアメリカに行くのだから、ロースクールに入って陪審制のアメリカの刑事弁護を勉強してこい、と励まされました。英語がほとんどできなかったのですが、猛勉強の末、オハイオ州立大学のロースクールに入学し、刑事系の科目を中心に専攻しました。司法取引や全面的な証拠開示、科学的捜査など日本で将来問題になりそうな分野の知見を得ることができました。これらの経験を日頃の実務にも生かしたいと思っています。

刑事事件のことばかり書いてしまいました。実際に扱っている件数は民事の方が圧倒的に多いです。幅広い分野で研鑽を積み、依頼者のニーズに寄り添って業務に当たることを心がけていますので、今後とも、どうぞ、よろしく願い致します。

民法改正でどう変わる？～②法定利率～

弁護士 山崎 悠

1. はじめに

2017年5月26日に成立した民法中の債権法改正に関わる法律(民法の一部を改正する法律)は、2020年4月1日に施行が予定されています。つまり、施行まで既に1年を切っており、我々弁護士のみならず、民法に関わる取引社会全体にとってその対応は急務であるという状況です。

ところで、民法のうち、相続法の改正に関する法律は2018年7月6日に成立しましたが、こちらは、一部の規定を除き2019年7月1日に施行されます。すなわち、本稿を皆様をご覧になる頃には既に施行されていることとなります。改正債権法から見れば、改正相続法が後から成立したのに先に施行されることになり、まさに「後から来たのに追い越され～」(ちょっと古い…)状態になります。そのような事態が生ずるのは、改正債権法の施行による実務的な影響に鑑み、その施行まで十分な準備期間が設けられたためであるといえます。

しかしながら、その期間も既に1年を切ってきた状況ですので、いよいよ本腰を入れて債権法改正に対応していく必要があるでしょう。そこで、本稿では「法定利率」の改正を取り上げることにします。



2. 「法定利率」とは？

既に、ご存じの方も多いかと思いますが、最初に、「法定利率」というものが何かについて触れておくことにします。

法定利率とは、文字通り、法律で定められた元本に対して生ずる利息の割合をいいます。利息については、法律上当然に発生すると定められている場合もありますが、法律で規定されていない場合であっても、当事者の合意によって発生すると取り決めることもできます。例えば、誰かにお金を貸した場合(金銭消費貸借契約)、法律上元本に対し利息が発生する旨は定められていませんが、一般的には当事者間で利息の発生について合意するのが通例です。そして、利息が発生する場合について、当事者が特に利率を取り決めないときは、法定利率が適用され、それに従い利息の金額が決まることとなります。

ところで、法定利率は、利息を請求する場面以外にも重要な役割を持ちます。

第一に、遅延損害金を請求する場面です。民法419条は、金銭の給付を目的とする債務に不履行があった場合の損害賠償の額は、当事者間で法定利率を上回る利率を約定しない限り、法定利率によって定まることを規定しています。このため、金銭の支払を期日通りに履行しない場合に発生する遅延損害金は、別途の利率が約定されない限りは、法定利率に応じて定まることとなります。

第二に、中間利息の控除が問題となる場面です。債務不履行や不法行為により損害が発生した場合、将来発生する損害も含めて請求をすることがあります。将来の損害について債権者が現時点で支払いを求めることは、債務者から見れば、将来支払えさすむはずの金銭について前倒しで支払いを余儀なくされる

こととなりますが、仮に債務者が将来支払うべき時期までにその金銭を保有していれば、その元本に対する利息を得られるはずであると考えられます。そのため、将来に生ずる損害について現時点で賠償請求をする場合、債務者が本来の支払時期までに得られるべき利息分(中間利息といいます。)を控除することが必要であり、その中間利息の控除は、法定利率に基づいてなされることとなります。



3. 法定利率に関する民法改正

法定利率は、現行の民法では、年5%と定められています。また、商行為によって発生した債務に適用される商事法定利率については、現行商法によって年6%と定められています。

しかし、「ゼロ金利」「マイナス金利」が叫ばれるようになって久しい日本経済において、法定利率である年率5%ないし6%は、余りに市中金利とかけ離れていると言わざるを得ません。そこで、今回の民法改正では、法定利率について、従来のように固定されるのではなく、市中金利の変動に応じて決まることになりました。

法定利率に関する改正後民法の規定はやや複雑ですので、以下、整理します。

①まず、法定利率が変動する以上、どの時点での法定利率を適用するかが重要ですが、この点について改正後民法は、「利息が生じた最初の時点の法定利率による」としてあります(改正後民法404条1項)。また、先に述べた通り、金銭債務に対する遅延損害金についても別途約定しない限り法定利率によって定まることとなりますが、遅延損

害金に適用される法定利率については、「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点」の利率が適用されることとなります(改正後民法419条1項)。

②次に、法定利率自体については、改正民法が施行される2020年4月1日から3%となり、かつ、その利率は3年毎に見直されることとなります(改正後民法404条2項、3項)。

③法定利率の3年ごとの見直しは、「基準割合」の変動に応じて行われます。「基準割合」とは、利率の見直しがなされる年の6年前の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付利率の月当たりの平均値をいいます。ある年が利息の見直しを行う年にあたる場合に、その年の基準割合と、その直前に利率の見直しがなされた年の基準割合を比較し、1%以上の変動があれば(1%未満の端数は切り捨てたうえで)その変動に応じて法定利率が増減することとなります(改正後民法404条4項、5項)。

例えば、施行後に初めて法定利率が見直されるのは、2023年4月となりますが、このとき、直近変動期である2020年4月時点での基準割合(これを「A」とします。)と、2023年4月時点での基準割合(これを「B」とします。)を比較することとなります。基準割合Aは、2014年1月～2018年12月までの短期貸付利率の月当たりの平均値を指し、また基準割合Bは、2017年1月～2021年12月までの短期貸付利率の月当たりの平均値を指します。そして、基準割合Bが、基準Aと比較して1%以上変動している場合には、1%未満の端数は切り捨てたうえでその変動に応じて利率も変動することとなります。

④なお、前記の通り、従前、商事法定利率は、民法の法定利率とは別途定められていましたが、民法の法定利率の改正に伴い商事法定利率に関する規定も削除され、改正後は、商行為によって発生した債務についても、民法に定める法定利率が適用されます。



4. 今後の影響について

改正後民法では、法定利率は変動制とされましたが、3%からスタートし、その後も利率の見直しの年において基準割合が1%以上変動しなければ従前の利率を据え置くことになるため、市中金利との比較においては、その変動は相当緩やかになると見込まれます。また、改正後民法が施行される2020年4月1日時点での基準割合(短期貸付金利の月ごとの平均値)は0に近いので、以後の見直しでさらに基準割合が1%以上下がるということは考え難く、そうしたことから、以後、法定利率が3%を下回ることは想定し難いのではないかと指摘もなされているところです。

もっとも、民法所定法定利率は施行後少なくとも3年間は3%で据え置かれることになり、従前の5%から2%引き下がることにな

ります。さらに、商事法定利率についての規定が削除される結果、商事法定利率については、従前から3%も引き下がることとなります。そうすると、以後利息や遅延損害金について、契約などにおいて明確に合意をしておかない場合には、上記のように、従来とは異なる利率の適用を受けることになるため、慎重な対応が必要です。特に、遅延損害金については、改正前において当事者間で特に利率を合意していなかったとしてもその法定利率の高さが一種のペナルティとして債務者に適切な履行を促す役割を果たしている側面も否定できないところでしたが、改正により法定利率が引き下がる結果、今後も改正前と同様役割を期待できるかは不明であり、仮に遅延損害金について履行を促すペナルティとしての役割を期待するならば、その利率について当事者間で予め約定しておく必要性が高まるのではないかと思います。

他方、中間利息の控除に関し、改正前は、法定利率による計算では将来発生する損害が長期に渡る場合に一時金として請求できる金額が少なく、その金額の妥当性に疑問を感じる場面もないわけではありませんでした。しかし、改正後の法定利率は、市中金利に近づくことになり、それに伴い将来発生する損害の賠償請求額については基本的に改正前より増額が見込まれます。そこで、法定利率の改正が、被害者の救済に資する面もあるのではないかと考えます。

以上

生き甲斐探し

会長 弁護士 谷口 忠武

平成 29 年から令和の始まりの間は、谷口忠武にとって、大きな出来事や悩みが続きました。

疑いを持つことなく取り組み続けた弁護士稼業については、引退して「会長」になって久しくなります。引退を決めた理由は、色々ありましたが、耳が遠くなってきたことなど、身体状況の衰えが大きな部分を占めており、息子たちが後を引き継いでくれていることに感謝しています。それでも、たまに、事件処理に関係したり、関係の書面を作ったりすると、気持ちが生き生きします。今では、弁護士の仕事が好きだとは思えないですが、不思議なことです。40 年以上精魂を傾け続けた生活です。身体の芯には弁護士業を退いた寂しさが残っているのでしょうか。

第二の人生のつもりで取り組んだ八木木材市場の経営も、3 月に畳むことになりました。京都府下に二つだけとなってしまった木材市場の一つを畳んでしまうことは、地域の林業者や木材業者に重大な影響をもたらします。覚悟をして廃業を決断したのですが、どうしても関係者に及ぼす大きな負の影響を考えると、このまま廃業して後のことは成り行きに任せることに、自分で自分を許すことができませんでした。あがきあがきしながら努力した結果、若くて有能と信じる後継者を得ることができました。関係者の出資を得て新しい会社を立ち上げ、木材市場を引き継ぐことができました。神様に助けられた思いです。経過的に新しい会社の代表取締役を務めますが、実質的には、後継者に託します。

家族は、私の健康のことなどを考えて、八木木材市場を退くことに賛成し安堵してくれていました。新しい会社の代表取締役になったことに、裏切られたような思いがしている

のでしょうか。新しいストレスの素を作ってしまった。1 年間ぐらいは代表者を務め、後継者に完全に引き継ぐことになろうかと考えています。

後継者は、懸命に取り組んでいます。私は、精神的にとっても楽になりました。

昨年 9 月の台風で痛めつけられた地域の林業被害は、目を覆うばかりでした。その状況は、今でも変わりません。地域の林業従事者は、倒木処理にかり出されて、余裕がありません。谷口林業は、山林の世話を、大岩俊弥君に依頼して行っているのですが、彼の手がいつ空くようになるのか心許ない限りです。私の所有山林の被害は、前号でご報告したとおりで、我慢できる範囲なのですが、自分で手を下せない業態ですのでどうにもなりません。それに、残念なことに、山の中を歩き回ることでできない足腰になってしまっています。

こんな訳で、することが何もなくなってしまったような気がしています。

懸命に働き続けてきた結果、仕事人間になってしまっています。することがないと落ち着くことができずつまらないのです。やっかいなことです。

苦しんでいる重荷を下ろし、ほっとしています。会って話をする人は、例外なく「ゆっくりしてください。」と言ってくださいます。ところが、テレビを見ていてもつまらない、ゆっくりすることが苦痛でたまらないのです。

これはどういうことなのだ？ いったいどうすれば良いのだろうか 一生懸命考えています。

現在は、一番メインの時間を、谷口菜園と自宅園芸に費やしています。この時間は、自

然と向き合いながら、野菜や花が必要と訴える作業に黙々と取り組みます。実り大きい収穫に向けて心穏やかな満ち足りた時間です。他には囲碁に熱心に取り組んでいます。ゴルフも改めて取り組もうとしています。

いずれもやっているときは、充実しているのですが、それが済んでしまうと自分の存在についての充実感が失せてしまい、つまらないのです。

「習い性(さが)になる」という言葉に行き着きました。習性という熟語は、いつも使っている普通の用語です。

広辞苑を引いてみました。

〔書経〔太甲上〕〕習慣が生来の性質と同じようになる、とあります。

「書経」を引くと、「五経の一つ 堯舜から秦の穆公に至る政治史・教戒を記した中国最古の経典。…孔子の編と称する。」とありました。

「教戒」という点に強く惹かれました。何かヒントを得られるような気がして、近いうちに原典を探して当たってみたいと思います。

平易な例が、いくつか浮かびます。

冒険家と称する三浦雄一郎(87)さんは、この年になって、エベレスト登頂に挑戦したことがニュースになりました。なぜこんなことをするのだろうか？私は、しない自分に存在価値が見いだせないからではないだろうかと思えてなりません。人間生来の性質はこの年になれば、ゆっくりすることであるのではないのでしょうか。スキーヤーとしての長い高山挑戦の習慣が生来の性質を変えてしまっている例でしょう。

「太平洋ひとりぼっち」の堀江謙一(80)さんも同様に思えます。

西武、巨人で活躍した稀代のホームランバッター清原和博さんは、現役を退いた後、覚醒剤の虜となり、現役時代の名声を台無しにしまいました。長期間にわたる栄光に満ちた現役生活の習慣が、彼の存在理由そのものになってしまい、彼自身それ以外の生活を受容できず、悩みに悩んだ結果陥った罠だったように思います。

また、「知足」という言葉も頭をよぎりました。

ネットで「知足」を検索してみると、「知足安分」と「吾唯知足」の二つの解説がありました。私の頭をよぎったのは後者でしたが、両者とも同じ境地を説いているのだと思います。

「知足安分」は、老子33章の「足るを知る者は富む」からきたことばだそうです。「無為自然の道」を説くという老子には以前から強い興味を持っていました。勉強したいと思っています。

「知足安分」の意味は、満足することを知らない、どんなに豊かであっても安らぐことはない、と言う意味のようです。

「吾唯知足」の方は有名な禅語です。

私はどうすればいいのでしょうか？習性で変わってしまった自分と本来の性質とはどのような関係にあれば良いのだろうか？

釣り針を付けない糸をひねもす大河にたれていたという太公望は、どのような悟りを得ていたのでしょうか。

私は、冒頭で記載したように、畑仕事をしながら自然と向き合っている時間を持たせてもらっているという贅沢な境遇にあります。「知足安分」。ミレーの「晩鐘」にえがかれている女性たちのように、謙虚な心境になりたいものです。

私自身は、喜寿と言われる77歳の高齢になり、その上、目や耳に不自由を感じるに至った段階で、このような贅沢な悩みを抱えています。清原和博さんは、あのような若さで悩みに押しつぶされました。人間の性の残酷さを思い知ります。

事務局便り復活版

事務局 照田 久実

前号の事務局便りでお話していたとおり、幻の原稿となったものがあります。今回はその幻の原稿復活版と題してお届けします。少し古い話にはなりますが内容は新鮮です。お楽しみ下さい。

とある事務所会議のレジメに目を通すと「えっ？」私は驚きの文字を発見しました。

それは「福利厚生委員＝照田」の文字。

私 「あの～、先生。福利厚生委員って書いてあるんですけど。いつ決まったんでしょうか？」

所長 「やって。」

私 「いや、あの～。何をすればいいんでしょうか？」

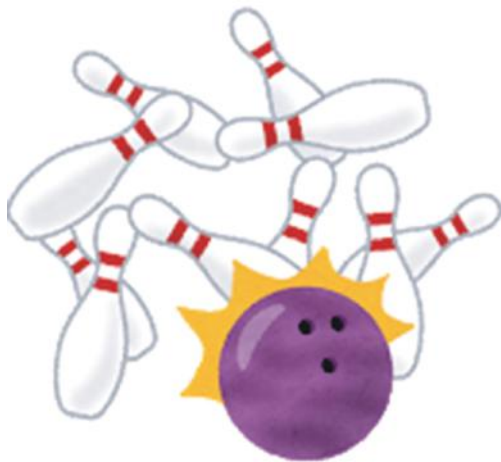
所長 「何でもいいし楽しいことやって。」

私 「本当に楽しいことを何でもやっていたいんでしょうか？」

所長 「いいよ。」

私 「わかりました。」

ふふふ…楽しいことを何でもやっていたい、そんな楽しい委員なら喜んでお引き受けしますよ、というわけで行事の様子を皆様にご紹介したいと思います。



①7月7日ボーリング大会

急に勝負事がしたくなり、ふと思いついたのがボーリングでした。会長がボーリング世代でマイシューズ、マイボールをお持ちだと聞いたことがあり、これなら老若男女みんなで楽しめると考え提案しました。

2チームにわけ優勝、準優勝共に商品を、男女別個人優勝には金一封を真剣勝負でやりましょうという内容にご賛同いただき開催しました。

場所はラウンドワン河原町店、早速予約をとり、次は商品選びです。真剣勝負などと言ってしまった手前絶対に喜んで頂けるものにならなければならないというプレッシャーを自分にかけてしまい少し後悔しましたが、我が事務局のグルメマスター羽田さんの力を借り、いい物を準備することができました。

優勝チームは銀座千疋屋のアイスクリーム10個入りにしました。本来なら持ち帰りは大変なのですが、便利になっていて驚きました。当日はのし袋の中にアイスクリームの引換券を入れてお渡しし、各人で好きな日を指定して配達してもらえるようになっていきます。二次会の虎という名前の景品ショップ、ちょっと大丈夫かなと心配でしたが、全く問題ありませんでした。



準優勝のチームには岡山のアレクサンドリアマスカットの缶詰、こちらは某テレビ番組で絶賛されていた高級缶詰です。缶詰シリーズで人気の缶つまの中からホタテのスマークとムール貝のワイン漬けをセットにしました。

個人優勝は金一封です。会議で中身をいくらにするかという話になり、「金一封といえはまああれですよ〜。」と言いながら誰も金額を言わず。お互い誰か言ってくださいよという空気の中、佐藤先生が巧みな誘導で私に「いっ、1万円。」と言わせることに成功し金一封は1万円となりました。



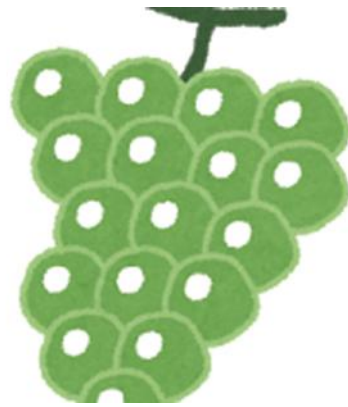
今回は修習生の今泉さんと田村さん(ずーみんとタムタム)にも声をかけ鯖江支所の佐藤先生、新本さん、あわせて総勢11人で戦いました。皆さん口々に自分はポンコツだと言って牽制しあいながら虎視眈々と金一封を狙っています。

会長の始球式でスタートし、いよいよ勝負が始まります。隣のチームの点数を見ながら「勝ってる！負けてる！」と大いに盛り上がり、どんどん熱くなり汗をかきかきボールを投げ、徐々に興奮しました。

さて、いよいよお食事会で結果発表です。

会長チーム対所長チーム、優勝したのは会長チームでした。優勝賞品の千疋屋アイスクリームの目録をもらい、万歳三唱、一方惜しくも準優勝となった所長チームも缶詰セットを喜んでくれました。

個人優勝男性の部は所長、個人優勝女性の部は修習生の田村さん、修習中の良き思い出の足しにさせていただきそうで良かったです。楽しかったねと好評で第2回ボーリング大会をお約束してお開きにしました。



後日、優勝賞品のアイスクリームが届き食べたのですが本当に美味しかったです。私は5人家族なので2種類しか食べられなかったのですが、山崎先生は奥様と2人なので5種類全部食べられるそうでうらやましい限りです。また、準優勝賞品のアレクサンドリアマスカットの缶詰をもらった蜂谷先生と内田さんは家族や親戚と一緒に食べるのを楽しみにしていると話に花が咲いていました。「いや、ちょっと待ってください。10粒しか入ってないのでそこまで大人数は無理だと思います。」と慌ててお伝えしました。開けてびっくりなんてことになったら困りますので(笑)。

②9月30日 吉本新喜劇

私 「先生、福利厚生は何回すればいいんでしょうか？」

所長 「何回でも。」

私 「本当に何回でもいいんですか？」

所長 「いいよ。」

私 「行きたいところあるんですけど。」

所長 「どこや。」

私 「祇園花月に吉本新喜劇を見に行きたいです。」

所長 「いいよ。」

というわけで吉本新喜劇鑑賞が決定しました。

関西人なら土曜のお昼でお馴染みの吉本新喜劇、ギャグの一つや二つは誰もが知っている身近なものです。しかし案内生で見に行ったことがないので(私以外は全員初めてで

した)。私は3回目なのですが、やっぱり生は迫力があります。台本にはないその場のお客さんにあわせてのアドリブなど見所満載です。

今回は絶対に外れない茂造爺さんを見に行くことにしました。階段落ち、携帯電話、新幹線、スローモーション等々必ず笑える、みんなが知っているギャグに大笑いしました。

ところで皆さんはズッコケ体験があるのをご存じですか？

劇場入り口で申し込み、抽選で選ばれた人が舞台終了後、芸人さんと一緒にズッコケをして記念品をもらえるのです。

今回は所長がご家族で参加なさっていたのでご長男のH君に「ズッコケ体験申し込んでね。」と一言お願いしておいたら、なんと抽選でH君が選ばれました。みんなでズッコケをした後、一人ずつインタビューされ最後に茂造爺さんのギャグを言って記念品を貰うのですが…

「今日は誰ときたん？」と聞かれ「弁護士の集まりです。」と答えるH君、「弁護士？ほな君も将来弁護士になるんやな。」「…。」

その後ギャグを言って記念品をもらうはずだったのですが、なんとH君「嫌です。」と行ってしまいました。茂造爺さんもびっくりしていましたが「長いことやってるけど嫌ですって言われたんは初めてや。まあ、ええわ。君、将来弁護士になるんやったらそれくらいははっきりもの言えた方がええ。」と言って爆笑し記念品をくれました。



ちゃんとH君にズッコケ体験の説明をせずに申し込みをお願いして申し訳なかったです。でも、爆笑の大トリが取れて本当に楽しい思い出ができました。

おまけに以前新喜劇で弁護士の役をしたことのある新幹線の伊賀さんが銃砲刀剣類所持等取締法の条文(舞台用に一部抜粋したもの)を即興で披露してくれました。

すごいっ!! 一語も間違えずに完璧!! 感動しました。役者さんてすごいですね～。

(この日に見た無名の漫才師が本当に面白くて一番良かったねと話していたのですが、後日 M1 グランプリで優勝した霜降り明星でした。)

今後も福利厚生委員として全員で楽しめる企画を計画していきたいと思います。例のくんだりで…

私 「先生、したいことあるんですけど。」

所長 「どこや。」

私 「〇〇〇で〇〇〇〇〇〇〇〇です。」

所長 「ええよ。」

谷口会ゴルフコンペ

第106回 谷口会ゴルフコンペ 1.5.26

朝日野 CC

メンバー	アウト	イン	グロス	ハンデ	ネット	ランク
上野 浩也	53	51	104	25.2	78.8	5
田中 聡	54	53	107	27.6	79.4	7
大川 真司	49	52	101	21.6	79.4	6
谷口 忠武	65	55	120	36.0	84.0	10
田中 将平	67	69	136	36.0	100.0	12
伊東 久光	57	60	117	36.0	81.0	9
谷口 直大	53	52	105	30.0	75.0	2
河瀬 仁志	49	53	102	21.6	80.4	8
田中久米四郎	51	47	98	26.4	71.6	優勝
谷口 政史	45	47	92	15.6	76.4	3
浦野 清明	63	68	131	36.0	95.0	B.B
大川 雅司	54	45	99	21.6	77.4	4

ニアピン賞…大川 真司、大川 雅司、田中久米四郎、上野 浩也
 ベストグロス…谷口 政史

敬称略・順不同

第106回谷口会ゴルフコンペの結果は上記のようになっております。次回は令和1年11月に同じく朝日野カントリー倶楽部で予定しております。詳細は追ってご案内させていただきます。皆様奮ってご参加下さい。



編集後記

ご多用中にもかかわらず今回原稿をお寄せいただきましたマキ工業株式会社代表取締役西岡強様、土地家屋調査士山田一博先生、本当にありがとうございました。

今号では、京都事務所に新しく加入した橋本弁護士のご紹介、前号よりスタートした民法改正シリーズ②法定利率をお届けしました。ご参考にしていただければ幸いです。私個人と致しましては、鯖江支所便りできに三味の新年会が行われていたことを初めて知り、軽くショックを受けつつも、2020年は京都事務所もかに三味の新年会を計画しようと心に決めました。

弁護士業界にもAIが導入される時代がやってきました。人にしか出来ないきめ細やかな心使い、対応を心がけ、AIに飲み込まれるのではなく、使いこなし、より良いサービスをお届け出来るよう日々研鑽を積んでまいります。

表紙絵紹介

「和而不同」

「和して同ぜず」の語は、論語子路編に出てくる「君子は、和して同ぜず、小人は、同じて和せず」の一節です。

事務所創設者である亡父谷口義弘が、座右の銘としていた言葉です。書は亡母谷口久枝の手になるものです。

弁護士が、時流に流されることなく、正しい判断をするために、なくてはならない心構えだと思います。

谷口 忠武



谷口総合法律事務所報 47号 令和元年7月

発行 谷口総合法律事務所

京都市中京区中町通夷川上ル鉾田町 288

TEL 075-241-0935 FAX 075-241-2735

<http://www.taniguchi-lo.jp>

弁護士 谷口 忠武 弁護士 谷口 直大

弁護士 橋本弥江子 弁護士 山崎 悠

弁護士 蜂谷 綾子 弁護士 松本 信弘

事務局 内田 恵 羽田 祐子

照田 久実

鯖江支所

福井県鯖江市本町1丁目1-9 煙安ビル2階

TEL 0778-51-7676 FAX 0778-51-7677

弁護士 佐藤 孝一 弁護士 千葉真貴子

事務局 見延 遥加 平林 奈菜